

刈谷市通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保に資し、もって市民サービスの向上を図るとともに、職員への不当な圧力を排除することを目的として設置する通話録音装置の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話の音声を録音する装置をいう。

(2) 通話データ 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体に記録された音声データをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 市長又は教育委員会は、各施設における通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該各施設を所管する課等の長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）を除くほか、通話データに関する操作を行ってはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 市長又は教育委員会は、通話録音装置の設置及びその利用目的について、市のホームページにおいて公表するものとする。

(通話データの安全管理措置)

第5条 管理責任者等は、通話データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話データにより知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話データの保存及び複製)

第6条 通話データの保存期間は、10日以上で市長が別に定める期間（各

施設における業務の内容及び性質を考慮して10日より短い期間で通話録音装置の設置目的を達成することができると市長が判断した場合は、当該設置目的を達成するために必要な期間として市長が定める期間）とする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

2 通話データは、記録された時の状態で保存し、編集してはならない。

3 通話データは、複製してはならない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

（通話データの提供及び電磁的記録媒体の廃棄）

第7条 通話データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、管理責任者が必要と認めた場合

2 管理責任者は、通話データを記録した電磁的記録媒体を廃棄するときは、破砕、裁断その他通話データを復元することができない物理的な処理により行わなければならない。

（苦情の処理）

第8条 管理責任者は、通話録音装置に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年11月2日から施行する。